鎌倉市教育委員会 2月定例会

○日時 令和 2 年 (2020年) 2 月 3 日 (月) 13 時 00 分開会 14 時 37 分閉会

〇場所 鎌倉市役所 講堂

〇出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 1人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア いじめ重大事態の調査報告について

イ 行事予定(令和2年(2020年)2月3日~令和2年(2020年)3月31日)

日程2 協議事項

令和2年度(2020年)鎌倉市学校教育指導の重点について

日程3 議案第29号

教育財産の取得の申し出について

日程4 議案第30号

鎌倉市指定文化財の指定について

日程5 議案第31号

歴史的風致形成建造物指定の意見について

安良岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより2月定例会を開会する。山田委員から本日所用のため会議に出席できない旨の届出があったので報告する。

本日の会議録署名員を齋藤委員にお願いする。本日の議事日程はお手元に配付したとおり。なお、日程の1報告事項のア「いじめ重大事態の調査報告について」は個人情報保護のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開にしたいと思うがご異議ないか。

(異議なし)

安良岡教育長

それでは異議なしと認め、日程の1報告事項のアについては非公開とし公開案件が終了した後に報告を行うこととする。では日程に従い議事を進めさせていただく。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

1月22日に幼児教育研究協議会が深沢行政センターで開催され、小学校の先生と、幼稚園、認定こども園、保育園の先生方が集まり、今の子どもたちの状況、それぞれの取組、どうやって入学前と入学後を連携していくかということでいろいろ研究協議をさせていただいた。小学校の教頭先生、幼稚園、保育園の園長先生にも、司会あるいは進行の方にご尽力ご協力いただき、無事に終わることができた。

1月23日には学校保健大会があり、多くの方に参加いただいた。

1月28日には初任者研修会、今年度採用になった新採用の先生方の鎌倉市での最後の研修会があったので、出席させていただいた。

山崎小学校では、今情報教育パイロット校として2年目の研究を進めているところだが、1月30日に今年度2年間の研究の成果ということで公開授業を行った。今、GIGA スクールということでこれから子どもたちにタブレットを1人1台という時代になってくる中で、情報教育をどのように進めていくかというところも、一つの参考になったのかと思う。なかなか先生方一人ひとりがそういうものを自分で授業などに取り入れていくというのが難しい状況にあるかと思うが、実際の授業を見ていただきながら、自分でも授業に取り入れてみようかということがあるといいと思っているところである。

それから今新型コロナウイルスが流行しているということで、国内でも多くの方が発症してきている。 その中で文部科学省が学校保健安全法の対応について、第一種感染症とみなされるということで、コロナウイルスにかかった場合には出席停止という対応をしていくことで文部科学省からも通知がきているので、校長先生方には周知をしたところであるが、これをどのように対応していくかについては、鎌倉市でも平成22年に新型インフルエンザの対応行動計画を作ったので、それに近い形で今対応していこうということで取組を進めているということである。

あと1月26日に、中学生作文コンクールがあり、それに出席し、中学生は「未来の鎌倉」ということで、自分たちがこんなことができるのではないかという作文を作って発表していただいたところである。

(質問・意見)

下平委員

1月20日に御成中学校の学校訪問に伺った。始めに校長先生と懇談をしてお話を伺い、その後授業見

学をさせていただき、そして給食を各クラスで生徒たちと一緒にいただいてきた。

教育課題研究に向けて研究推進委員会なども立ちあがって、先生方非常に熱心にそれに向けて話合い、研究をしていらっしゃるということで非常に先生方の結束を感じられる学校であったと思う。それから 授業も生徒の様子も比較的落ち着いた状態で明るい雰囲気のクラスの運営がなされていたと思う。給食もおいしくて、メニューも非常に細かく研究していただいて、しかも各クラスに1枚ずつきちんとコメントがあって、皆でそれを共有しながら美味しいと言っていたのが印象的であった。やはり不登校が増えているということが気がかりなことで、これは全校共通で言えることだが今後対応を考えていかなければいけないだろうと感じた。それと施設面だが、体育館が心配で、避難所として使う場所でもあるので、中学だけに限らないが本当に重要なことだと感じながら見学をしてきた。特別支援教育に関して肢体不自由の方がいらっしゃるということで、理学療法士も1名いて非常に丁寧な対応をしているということだが、それでもクラスの雰囲気を見るといろいろな状況の生徒さんがいらっしゃるので、先生方の対応もなかなか厳しいのだろうと感じた。こちらのクラスで齋藤委員が給食もご一緒されていたので、その点について一言お願いする。

齋藤委員

私は特別支援級でお昼をいただいたのだが、生徒、先生たち、さぞかし大変だなと感じた。その子にあった形でお肉を切ってあげたり、それから何を食べるかと聞くと「いやだ」と拒否をするのだが、それに対しても上手な形で自分で食べるようにと、上手くいかないときには介添えをすることで、ご自身のお昼というよりも、食べながら生徒と、会話しながら食べさせていく。考え方によれば、家に帰れば我儘で何でも自分の好きなものしか食べない、だから太っていく。私よりも大きい子がいた。そうかと思えばつらつらとメニューの紹介を読んでくれる子がいて、それを皆が聞くのだが、こういうこともできてよく読めたと褒めるとにっこりと微笑んだり、初めてのお婆さんだからそばに来たいのだが少し照れてしまうと。でも気が付くとそばに椅子ごと来ていて、私の隣で食べて、実際に見るのは恥ずかしいのだが、こうやればよいと。私もしたのだが、そのようなちょっとした気持ちをちゃんと先生たちが理解して、「ちょっと恥ずかしいから、先生こうやっていただけると見やすい」と上手に教えてもらって、そういう中で伸び伸びとその子にあった形の温かい教育ができているということが非常によいということと、感謝したいという想いがいっぱいであった。「また来るね」と言ったら「また来てね」と言われたので、また顔を出したいと。そんなようなよい1日をいただいた。やはり教育は大事だということである。

(2) 部長報告

(報告事項なし)

安良岡教育長

続いて課長等報告に移る。報告事項のイ、行事予定について記載の行事予定について特に伝えたい行事などがあればお願いする。

(3) 課長等報告

イ 行事予定について(令和2年(2020年)2月3日~令和2年(2020年)3月31日)

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定であるが、教育部からは1点だけご紹介させていただく。議案集1ページ3のかまくらこどもコンサートについて、今年も3月22日の日曜日に鎌倉芸術館小ホールにおいて実施を予定している。 鎌倉ジュニアオーケストラを企画に呼び、演奏を委託し、今回は公募で集まった市内在住在学の小学生がリコーダーでオーケストラと共演する予定となっている。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

文化財部は議案集5ページの(5)の52音楽イベント「春を愛でる 花鳥風月の調べ」について、こちら鎌倉国宝館で平成29年度には琵琶と雅楽の2回行い、平成30年度には長唄と三味線を行い、今回3年目になる。特別展の「ひな人形展」、関連した音楽イベントということで、閉館後、夕刻より和楽器のミニコンサートを予定しており、琴で今出演者と調整しているところである。

続いて 53 番、フランス語と中国語で巡る鎌倉の仏像ツアーについて、こちらも平成 29 年度から引き続き行って 3 年度目になる。平成 29 年度は日本語と英語、昨年度、平成 30 年度は韓国語と中国の簡体字の方で行わせていただいた。今年度についてはフランス語と中国語の簡体字、本土の方のものであり、主にフランス人と中国人の方を対象に、近隣のお寺、光明寺などで実際の仏像を見ながらツアーをするというものである。

次の54番が特別陳列で「美術の中の動物たち」である。こちら水墨画や浮世絵、そういった中に動物 たちが様々なジャンルで登場してくる。そういった動物たちの彫刻作品とか工芸作品なども合わせて、 単蔵品で国宝館の収蔵品の中から動物をテーマとしてこの特別展示を行いたいと思っている。

それから、前回ご紹介させていただいた甲冑の体験イベントは今年度最後ということで奇数月3月28日の最終日の土曜日に引き続き甲冑の着装体験を開催したいと思う。

(質問・意見)

安良岡教育長

この54番は3月28日から31日と短いのだが、この期間になるのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

議案集の行事予定の期日が3月末までということなので、こちらについては新年度またいでやらせていただく予定である。

安良岡教育長

2ページにあるように、教育委員のみなさまには中学校の卒業式、小学校の卒業式でまたお世話になるが、中学校が3月11日、小学校が3月19日ということでお願いしたいと思っている。

2 協議事項 令和2年度(2020年)鎌倉市学校教育指導の重点について

安良岡教育長

次に、日程の2、協議事項に入る。「令和2年度(2020年度)鎌倉市学校教育指導の重点について」を 協議する。協議内容の説明をお願いする。

教育指導課長

次年度に重点的に推進しようとする学校教育指導の重点の内容を定め、全教職員に年度当初に配布し、学校訪問等の場で内容の周知をしている。別紙資料1が、令和2年度(2020年度)鎌倉市学校教育指導の重点の案、別紙資料2は、平成31年度のものになる。なお、資料1の文中に下線の引いてある部分が令和2年度(2020年度)として変更した箇所となる。

資料1、表面をご覧いただきたい。平成29年3月に次期学習指導要領が告示され、令和2年度(2020年度)から小学校で、令和3年度(2021年度)からは中学校で全面実施となる。この間、学校教育指導の重点の見直しを行い、昨年度、現在の形にまとまった。そこで、学校教育指導の重点は、これまでのものを継承し「人間性を高め、豊かな学びを実現する教育課程の編成」とする。前文については、「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラムマネジメント」と「インクルーシブ教育」を中心に進めることで、地域との連携やチームとしての学校づくり、特別支援教育の推進を意識するよう変更を行った。

続いて中面をご覧いただきたい。昨年度同様、左側に各重点項目に対しての取組内容、右側には主な関連事業を示している。こちらの指導要領の全面実施に向けて、平成31年度からの大きな変更はない。重点項目は4点。確かな学力の定着と主体的に学ぶ態度の育成、人権意識の向上と豊かな心の醸成、教育的ニーズの把握とチーム支援の推進、安心安全な学校環境の充実となる。なお、主な関連事項の関連事業に、令和2年度(2020年度)からの重点事業として、ICT教育環境整備を追加。各種人的支援の中で学級支援委員は制度として学級介助員に統合したので削除した。

また、最終ページの「学校教育の充実に向けて」のうち、研修会と研究会については教育センター事業の変更に伴い、一部修正を行った。なお、主な関連事業と、最終ページの学校教育の充実に向けては、令和2年度(2020年度)の予算との関連があるため現段階では未定のものもある。本日、ご協議の中でご意見をいただいた上、さらにご意見等があったら2月14日金曜日までにお願いする。いただいたご意見等を受け、さらに修正を加え3月の定例教育委員会で提案する。

(質問・意見)

安良岡教育長

見開きで開いたページは ICT 教育の教育環境の整備と、学級支援員が介助員に統合されたということで、こちらの四つの部分というのは、特に学習指導要領が新しくなっても変わりがないのか。特にこれをやりたいということはなかったのか。

教育指導課長

こちらに変わりはないが、今まで移行期間ということで、来年度から実施される教育課程、学習指導要領の改訂に伴って、昨年度から4月始動に向けて変えたので、今年度はきちんとそれを来年度から全面実施するということで、特に重視したいということについては表面を少し変えたが、中の四つの項目について変更はない。

齋藤委員

来年度からの介助員と支援員のことについて、今年度も介助員も支援員もいた中で、いろいろ子どもたちの教育に取り組んでいただいたのだが、それが一緒になってということで、そこの具体的な雇用の仕方、この方はこんな形で入るとか、そこは必要なくなるのでカットするとか、そのあたりを少し丁寧に教えていただきたい。

教育指導課長

今年度までは、学級介助員という方たちは、非常勤嘱託委員として学校に派遣していた。介助や支援の必要なお子さんたちのために、そういった非常勤嘱託委員を採用していた。学級支援員というのは有償ボランティアという形で、学校の応援団というか、助けて下さる方たちに1回来ていただいた毎に謝礼を支払いしていたが、あくまでもボランティアという形でお願いしていた。そういった中、来年度は少し見直しを図り、学級支援員と学級介助員はやっているお仕事の内容、やっていただく活動内容には変わりがないので、支援員にもきちんと非常勤嘱託員という身分で、来年度からは学校の介助、お手伝いをしていただこうと制度を見直したので、学級支援員の謝礼分の予算で雇える。そういった形で介助員の方を増やし、学校の支援に来年度はあてていくといったように変えていったところである。

安良岡教育長

教育部次長兼教育総務課担当課長、補足説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

来年度から行うが、法制度が代わり、今まで非常勤嘱託員が業務をまかなっていたのだが、令和2年度から会計年度任用職員という形で、より公務員に近い職員ということで、業務にあったお給料を払う制度に変わってきて、その関係で今回は全庁的な形で見直しをかけているところである。

朝比奈委員

ボランティア的な雇用ではないのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

ボランティア的な職歴になると、やはり同じ仕事をしているのに関わらず、賃金が安いとかそういったことがあると、非常に不公平になるので、同一労働同一賃金という形で同じ仕事をしている方については同じ賃金を支払うという形で、一応ボランティアとかアルバイトとかいう形のものがなくなり、全

て会計年度任用職員という職種に変わっていくということである。

教育部長

若干補足させていただくと、ボランティアは基本的になくならないので、ボランティア制度というのはある。ただ、今回の会計年度任用職員制度というのは、先ほど教育部次長兼教育総務課担当課長がご説明したとおり、非正規の方の待遇を改善するということと、待遇を確立させるということで会計年度任用職員として採用するということと、給料またはボーナスといった待遇面を改善していくことになる。今の学級介助員と支援員はやっている業務は同じことをやっているので、同一労働同一賃金という労働基準法の考え方から、今までの非常勤と臨時的なアルバイトという体系が取れなくなり、同じような形でやっていかないといけないということだと思う。そこは今、ご説明したとおりであって、鎌倉市としては基本的に一本化していくというような内容になる。

齋藤委員

私が不安に思っていたのは、少し声を聞いた時に、今こういう制度で働いて、子どもたちと一緒に成長のために努力しているのだが、来年、自分自身はもう切られてしまうのではないかとった不安を持っている方が何人かいたので、私もいかがかと思った。でもその人たちの改善も含めているということなので安心できた。

安良岡教育長

下平委員、研修会について何かあればお願いする。

下平委員

大きな変更はないということと、新しい教育課程に基づいて加えていることがあるということでそこ は了解した。資料を開いて中の部分について、家庭、地域と連携したいじめ、不登校、暴力行為を生まな い行政と指導というところについて、ここは今ものすごく重要な課題になっているのではないかと思う。 生きる力というのは少し前に注目されたところなのだが、今は人と繋がる力、コミュニケーション能力 や、それからリレーションセオリーとかスキルがすごく育ちにくい世の中になっていると思う。いじめ 問題、不登校問題、暴力行為等のその背景にある、お互い理解する力とか、家庭、そのあたりがかなり重 要だと思う。この前も申し上げたと思うのだが、たとえば研修会になるのか研究会になるのか分からな いが、もう少し先生と家庭、保護者とがしっかりと連携するような機会というか、しっかりそういうこと について向き合い、お互い力を合わせて理解して協力し合ってやっていこうということをもう少し呼び かけて、おそらく現状もやってはくださっているのだろうが、そういうことが今後のためにはとても重 要なのではないだろうか。やはり大人たちが批判し合うのではなくて、助け合うとか支え合うとか理解 し合うとか、そういうことをやっていることを子どもたちに見せることがそういうことにも繋がるとい うので、どうも今までいろいろな案件が起こってくると、批判し合ったりとか、どっちが良い悪いとか、 そちらの方に行きがちな世の中になっているので、そのあたり、今後の宿題かもしれないと思う。そこの ところを検討していただける余地があるかもしれないと思う。先生方だけではなくて、何か巻き込んだ 取組ができればと思う。

安良岡教育長

あとは、この最初のページにあるように、カリキュラムマネジメントを先生方が皆で、学校が教育課程 を編成しようというところは分かるのだが、今度それをやってみて、評価改善というところを学校のみ なさんで取り組んでいただければと思うし、先生方みなさんでインクルーシブ教育、自分の学校をどう するのかというところ、学校の中で全員でどう取り組んでいくかというところも、また教育指導課中心 に進めていければ思う。また、教育委員には、2月14日までにご意見いただければと思うのでよろしく お願いする。

令和2年度(2020年度)鎌倉市学校教育指導の重点については協議内容に同意することでよろしいか。

(協議事項「令和2年度(2020年)鎌倉市学校教育指導の重点について」は了承された)

3 議案第29号 教育財産の取得の申し出について

安良岡教育長

次に日程の3、議案第29号「教育財産の取得の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

学校施設課長

日程の3議案第29号「教育財産の取得の申し出について」、説明する。議案集の8ページをご覧いただきたい。本件は鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号に基づき予定価額が1件1,200万円を超える教育財産の取得を市長に申し出ることについて諮るものである。

御成小学校では、児童数の増加による普通教室不足を解消するため賃貸借契約により仮設校舎を新たに建設し、平成27年4月1日から令和2年3月31日まで普通教室2部屋を賃借している。この度、賃貸借期間が満了するにあたり賃貸人から当該校舎を無償譲渡したい旨の意向が示された。御成小学校における今後の児童数・学級数推計は減少傾向にはあるものの、引き続き教室不足が見込まれるため賃貸人の意向に同意し、当該校舎の取得を市長に申し出ようとするものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは旧講堂の横にある2教室ということでよろしいか。

下平委員

今、寄贈していただけるという話だと思うのだが、その予定価額が 2,200 万というのは、これはどういうことなのか。

学校施設課長

固定資産税の評価額があり、1平米あたりの単価は内部で出し、それに面積を乗じて出していただい

た資産価値ということである。

下平委員

資産価値ということであって、それを払って買う訳ではないということか。

学校施設課長

そのとおりである。

安良岡教育長

その2教室分でこれだけの価値があるということである。

(採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された)

4 議案第30号 鎌倉市指定文化財の指定について

安良岡教育長

次に日程の4議案第30号「鎌倉市指定文化財の指定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

文化財課長

日程第4議案第30号「鎌倉市指定文化財の指定について」、議案の理由を説明をする。議案集は9ページから20ページをご参照いただきたい。また別紙として、指定予定物件名簿を配付しており、あわせてご参照いただきたい。今回の指定予定物件は4件で、うち3件が新たな指定、1件が追加指定であり、鎌倉市文化財専門委員会の答申を得ている。各指定物件の場合について説明する。

まず1件目は絵画「紙本著色 善光寺縁起絵巻 五巻」。所有者は英勝寺。製作年代は江戸時代17世紀である。善光寺は長野県にある皇極3年644年創建と伝わる阿弥陀三尊像を本尊とする寺院である。この善光寺と本尊の由来を語る縁起は鎌倉時代末期から各地で盛んに制作されたが、巻物の形で現存する作品は本作が唯一の物である。本作は5巻で一組となっており、釈迦の前世から阿弥陀如来の利益、善光寺の建立までを描いている。本作を伝える扇ガ谷の英勝寺は、太田道灌の子孫で徳川家康側室の英勝院の願いで開かれた浄土宗の尼寺で、明和5年(1768年)の英勝寺宝物帳には、徳川家康の孫で、水戸光圀の兄にあたる高松藩主の松平頼重の奉納とする善光寺阿弥陀縁起五巻が記録されている。本作は近世における善光寺縁起絵の優れた作品として、また浄土宗における善光寺信仰を示す遺品として重要なものである。

2件目は、古文書「八坂大神文書 一括」。所有者は八坂大神。年代は天和元年(1618年)~昭和19年(1944年)である。八坂大神文書は扇ガ谷の八坂大神に伝わる江戸時代から昭和にかけての古文書となる。明治2年(1869年)に改名する以前の八坂大神は相馬天王といい、鎌倉幕府御家人の相馬師常によって勧請されたと伝わっている。最も古い史料を含む天王当番長には天和元年(1681年)~昭和18年

(1943 年)まで 263 年間におよぶ祭礼当番が連綿と書き継がれており、神社の祭礼の変遷を知る上で重要である。また本史料のうち、弘化5年(1848 年)付の若者取締議定帳などでは、祭礼の実行に欠かせない若者仲間についての取組を定めており、江戸時代の若者仲間から青年会を経て青年団へと改編されていく過程を見ることが出来る点からも、青年団活動が盛んであった鎌倉で指定するにふさわしい史料と言える。

3件目は歴史資料「慈恩寺詩板 一枚」。所有者は伝宗庵である。年代は江戸時代で、大きさは縦28.7cm、横308.5cm、厚さ1.7cmである。室町時代に京都とその周辺の18人の禅僧が、慈恩寺を讃えて詩を詠み、当時の僧侶が板に刻ませたもので、本詩板は江戸時代にそれを転写したものと推定されている。刻まれた詩などから慈恩寺は相模湾や富士山を望む場所にあり、境内に様々な草花が植えられ、七層の塔がある禅宗寺院であったことを知ることができる。慈恩寺は現在の大町のあたりにあったと伝わるが、室町時代後期には塔がすでに失われ、戦国時代には寺院としては廃絶していたとみられる。本詩板は慈恩寺のかつての姿を知ることができる貴重な資料と言える。

続いて追加指定が1件あり、彫刻「木造 阿弥陀如来立像及び両脇侍のうち右脇侍立像」である。所有者は蓮乗院。年代は鎌倉時代の正安元年(1299 年)。形状は割矧ぎ造り、金泥塗、漆箔、玉眼。像高は、もともと指定されている中尊が81.8cm、追加指定しようとする右脇侍が62.4cmである。材木座の蓮乗院の本堂に安置される阿弥陀三尊像については昭和49年(1974年)に既に鎌倉市指定有形文化財に指定している、木造阿弥陀如来立像に、両脇侍のうち、右脇侍立像である勢至菩薩像を追加していくものである。中尊の阿弥陀如来像は像内の墨書から鎌倉時代の末期の正安元年(1299年)に主に関西圏で活動していたと考えられる仏師宗円によって作られたことが確認できる。両脇侍像は後の作とみなされこれまで指定を受けていなかったが、右脇侍像は細部の形状の比較によって、阿弥陀如来像の銘記に見える両脇侍像の一つと考えられるため、追加指定をするものである。本作は現存数の少ない仏師宗円の作例として貴重であるとともに、関西圏ゆかりの仏師の作が鎌倉の地に伝来したという事実は浄土宗の広がりを考える上でも参考になる可能性がある。

以上、新たに3件を指定すると鎌倉市指定文化財は328件となる。国宝の15件、国の重要文化財等201件、県の重要文化財66件と合わせて市内の指定文化財は合計610件となる。なお、本件については当委員会の議決の後、速やかに指定告示を行い、鎌倉市議会2月定例会、教育こどもみらい常任委員会にて報告の予定である。

(質問・意見)

下平委員

阿弥陀如来像に関しては、現在はどこにあるのか。蓮乗院は当時はあったということだが。

文化財課長

蓮乗院自体は、今も光明寺の塔頭、横にある。

朝比奈委員

特にこの墨で記した記録が綺麗に残っているのは素晴らしいことだと思う反面、今、我々寺院の方で

は、だんだんこういう記録の仕方をしなくなってきているため、今後、デジタルでは文化財も何もないと、つまらないという気がしている。あと、伝宗庵の、これは今作ったらきっとレーザーで刻印するようなものが残るのだと思うのだが、素晴らしいと思う。残念ながら私は見たことがないのだが、これは寺にあるのか。

文化財課長

こちらは今、鎌倉国宝館に寄託させていただいている。

朝比奈委員

是非、貴重な物なので大切に残していきたいと思う。感謝する。

安良岡教育長

この阿弥陀如来像の右側というのは、どっちから見た時に右ということになるのか。

文化財課長

拝む側から見た右側である。

安良岡教育長

なぜ右だけなのかと思った。

文化財課長

訂正させていただく。仏様から見て右である。もう1像は、当初昭和49年に指定をする時に、中尊のみは古い当時のもの、1299年の銘がある当時のものということで指定を受けていて、写真を見て頂くとかなり金箔が貼られており、指定の直前に修理されている。当時はなかなか古いか新しいかという判断ができなかったということだが、その後いろいろ研究が進んで、また比較対象としたところ、右脇侍のみがおそらく中尊と同時期に作られた物であるということが確実になったので、今回はこちらの方に追加したということになっている。

(採決の結果、議案第30号は原案どおり可決された)

5 議案第31号 歴史的風致形成建造物指定の意見について

安良岡教育長

次に日程の5 議案第31号「歴史的風致形成建造物指定の意見について」を議題とする。議案の説明 をお願いする。

文化財課長

議案第31号「歴史的風致形成建造物指定の意見について」説明する。議案集は21ページから23ページをご参照いただきたい。本件については「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称歴史まちづくり法の規定に基づき、鎌倉文学館(旧前田家別邸)を歴史的風致形成建造物に指定することについて、議案集22ページのとおり鎌倉市長から意見を求められたものである。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画では、歴史的価値の高い建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、その保存活用を図るために外観の修繕や内装の修理を含めた整備を実施して行くことが計画に登載された事業の一つとなっている。計画では歴史的価値の高い建造物として「鎌倉文学館(旧前田家別邸)」を含めた公共施設の建造物9件を指定候補にしている。そのうち、現時点では御成小学校旧講堂、及び鎌倉国宝館の2件が指定されている。建造物の指定にあたっては、景観法に基づく景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例に基づく景観重要建築物等及び文化財保護法、県・市条例に基づく文化財等に指定或いは登録されているものを対象として、当該建造物の整備等の事業計画を踏まえて総合的に判断し、計画期間である平成28年度から令和7年度までの10年間で、指定候補の物件を順次指定していく方針となっている。

今回は、国の登録有形文化財であり、往時の別荘建築を有効に活用し、鎌倉ゆかりの文学者の歩みを紹介する施設として利活用している「鎌倉文学館(前田家別邸)」について、鎌倉の歴史的風致の維持向上のために保全の措置を講ずる必要のある歴史的建造物であることを認め、「歴史まちづくり法」第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定したいとのことから、教育委員会に意見を求められている。合わせて歴史まちづくり法の規定では、教育委員会は意見を求められた場合、文化財保護法に規定する有形文化財等に該当すると認められるときは、その旨を市長に通知することとなっている。よって、議案集23ページのとおり、指定については意義のない旨、及び文化財保護法に規定する有形文化財であることを併せて鎌倉市長宛に意見書として提出しようとするものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは23ページの意見のところが教育委員会の考えという所でよろしいか。

文化財課長

ここの表記を枠で囲ってあるところが教育委員会としての意見である。

朝比奈委員

もともと何の指定もなかったのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

この意見の提出をお願いしている立場が歴史まちづくり推進担当である。こちらの文化財については、 国の登録有形文化財、かっこで書いてあるが、平成12年4月28日に国の有形登録文化財に登録されている。またあわせて市の都市景観条例に基づいて、景観重要建築物等、こちらにも指定をされているところである。 (採決の結果、議案第31号は原案どおり可決された)

教育長

それでは、この後日程の1報告事項アの内容に入るがその部分は非公開となるため、傍聴者、そして関係職員以外の職員は退席をお願いする。

1 報告事項

(1) 課長等報告

ア いじめ重大事態の調査報告について

安良岡教育長

以上で本日の日程はすべて終了した。これをもって2月定例会を閉会する。